○経済産業省告示第五十五号

令和元年経済産業省告示第百七号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）は、廃止する。

令和三年三月二十四日

経済産業大臣　梶山　弘志

附　則

（施行期日）

一　この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

二　この告示の施行前に輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定に基づき輸入割当てを受けた輸入割当証明書に係る輸入の承認については、なお従前の例による。